別表２　温度条件　　単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

8　「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表２に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。

9　「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。

10　「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表１に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表１に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。

11　「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表１に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表１に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表３　冷房の成績係数

区　　分	成　績　係　数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 ①期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、ＪＩＳ　Ｂ　8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。

２　期間成績係数（APFp）の算出方法は、ＪＩＳ　Ｂ　8627による。

表　期間成績係数

区　　分	期間成績係数（APFp）
冷房能力が28kW以上35.5kW未満	1.22以上
冷房能力が35.5kW以上45kW未満	1.37以上
冷房能力が45kW以上56kW未満	1.59以上
冷房能力が56kW以上	1.70以上

空調用機器	送風機	【判断の基準】 ○プレミアム効率のモータが使用されていること。

備考）１　プレミアム効率のモータは、ＪＩＳ　Ｃ　4213（低圧三相かご形誘導電動機ー低圧トップランナーモータ）で規定される低圧トップランナーモータとする。

２　適用範囲は、定格電圧600Ｖ以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	【判断の基準】 ○プレミアム効率のモータが使用されていること。

備考）１　プレミアム効率のモータは、ＪＩＳ　Ｃ　4213（低圧三相かご形誘導電動機ー低圧トップランナーモータ）で規定される低圧トップランナーモータとする。

２　適用範囲は、定格電圧600Ｖ以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	【判断の基準】 ○排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で表に示された区分の数値以上であること。 【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。

備考）１　判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。

２　「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は、ＪＩＳ　Ｑ　14021の7.8.1.1ａ）２）「ポストコンシューマ材料」の定義による硬質のポリ塩化ビニル管または継手類とする。

表　重量比

管　の　区　分	重 量 比
三層管	30％
単層管	80％

１　三層管は、ＪＩＳ　Ｋ　9797及びＪＩＳ　Ｋ　9798とする。

２　単層管は、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであってかつＪＩＳ　Ｋ　6741の規格を満たした排水・通気用の管（使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであることが容易に判別でき、かつ書面にて確認できるもの）、及びＡＳ58とする。

衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 ○電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が４Ｌ／回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
	洋風便器	【判断の基準】 ○洗浄水量が8.5Ｌ／回以下であること。

備考）　自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。